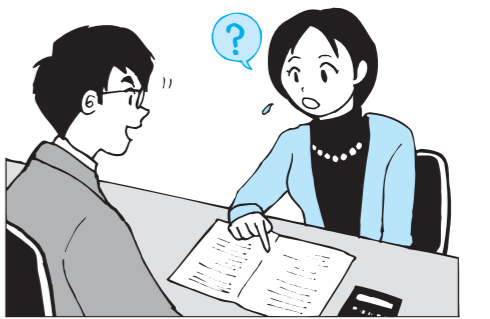


所得税の申告(確定申告)または市・県民税の申告はお早めに

税の申告時期になりました。申告日程、会場等をご案内します。申告会場は混雑が予想されますので、郵送による申告にご協力ください。会場で申告される方は、必要書類などを事前に用意いただき、時間に余裕を持ってお越しください。



申告書は自分で作成し、郵送等で申告しましょう

●給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超える方
●土地・建物・株式等の譲渡をした方
●確定申告書で税金が戻る方
●給与所得者(所得税が源泉徴収されている方)で、雑損・医療費・寄付金・住宅ローン控除等を受けたい方
●平成19年の中途就・退職者で所得税が源泉徴収され、年末調整を受けていない方
●還付金の受取場所(振込口座)の記載は正確にお願いします。

市・県民税の申告

市・県民税の申告は税額を決定するだけでなく、さまざまな行政サービスを受けるために必要な手続きです。3月17日(月)までに申告してください。

市・県民税の申告が必要方

5ページの表「市・県民税の申告が必要方チェック表」でご確認ください。

市・県民税の申告

●市・県民税の申告は、前年度に同申告書を出した方へ2月1日ごろ郵送します。

所得税の確定申告

●申告書は自分で作成し、郵送・e-Tax等で、所得税・消費税の確定申告書を出される方は、「国税庁ホームページ(www.tax.go.jp)」で作成のうえ、郵送またはe-Tax等で早めの提出をお願いします。

●平成19年分：平成20年1月4日(金)3月17日(月)
●平成20年分：平成21年1月5日(月)3月17日(月)
●国税庁ホームページで作成したデータを、e-Taxで送信することもできます。

平日に都合がつかない方

所沢税務署では、今年の確定申告期間中の、2月24日と3月2日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います(現金納付の窓口業務は行いません)。当日は混雑が予想されますので、あらかじめご承知おください。

市・県民税申告受付日程表

受付時間：午前9時～午後4時

市・県民税申告の受付

市役所8階大会議室、各申告会場(左記日程表参照)

●郵送による市・県民税の申告は、市役所8階大会議室、各申告会場(左記日程表参照)へ送付先・問い合わせ：市民税課(〒359-8501・並木1-1-11/☎2998-9064・FAX2998-9409)

所得税の確定申告

2月18日(月)～3月17日(月)

市・県民税の申告

2月8日(金)～3月17日(月)

市・県民税申告受付日程表

受付日	申告会場	対象地域
2月8日(金)	吾妻公民館	久米・荒幡・松が丘1～2丁目
12日(月)	旧市庁舎・3階	寿町・元町・金山町・有楽町・宮本町1～2丁目・西所沢1～2丁目・皇の宮1～2丁目
13日(火)	柳瀬公民館	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢1～5丁目・東所沢和田1～3丁目
14日(水)	松井公民館	上安松・くすのき台1～3丁目
15日(木)	松井公民館	下安松・牛沼・松郷
18日(日)	榎峰コミュニティ会館・本館	山口1～1699番地まで
19日(月)	榎峰コミュニティ会館・本館	山口1700番地～終わりの・上山口・小手指南3丁目
20日(火)	小手指公民館分館	小手指町1～5丁目・北中1丁目
21日(水)	新所沢公民館	泉町・向陽町・榎町・けやき台1～2丁目
22日(木)	新所沢公民館	緑町1～4丁目・青葉台
24日(土)	市役所・8階	指定された申告相談日に都合がつかない方
25日(日)	市役所・8階	日吉町・東町・旭町・御幸町・上新井
26日(月)	小手指公民館	北野1～3丁目・北野新町1～2丁目・北野南1～3丁目・小手指元町1～3丁目・小手指南1～2丁目・小手指南4～6丁目
27日(火)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	若狭1～4丁目・和ヶ原1丁目
28日(水)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	狭山ヶ丘1～2丁目・東狭山ヶ丘1～6丁目
29日(木)	富岡公民館	中富・下富・神米金・北岩岡・北中2～4丁目・岩岡町・所沢新町
3月2日(日)	市役所・8階	指定された申告相談日に都合がつかない方
3日(月)	新所沢東公民館	弥生町・美原町1～5丁目・花園1～4丁目・松葉町・北所沢町
4日(火)	三ヶ島公民館	林1～3丁目・和ヶ原2～3丁目
5日(水)	三ヶ島公民館	三ヶ島1～5丁目・西狭山ヶ丘1～2丁目・堀之内・糞谷
6日(木)	市役所・8階	北有楽町・喜多町・西新井町・東新井町・中富南1～4丁目
7日(金)	市役所・8階	大字中新井・中新井1～5丁目・並木1～8丁目
10日(月)	市役所・8階	こぶし町・若松町・下新井・北原町
11日(火)	市役所・8階	北秋津・東住吉・西住吉・南住吉
12日(水)		
13日(木)		
14日(金)	市役所・8階	指定された申告相談日に都合がつかない方
17日(月)		

●出張申告日には、担当職員が出張申告会場へ出ています。市役所での申告はなるべくご遠慮ください。なお、各会場への車でのお越しはご遠慮ください。

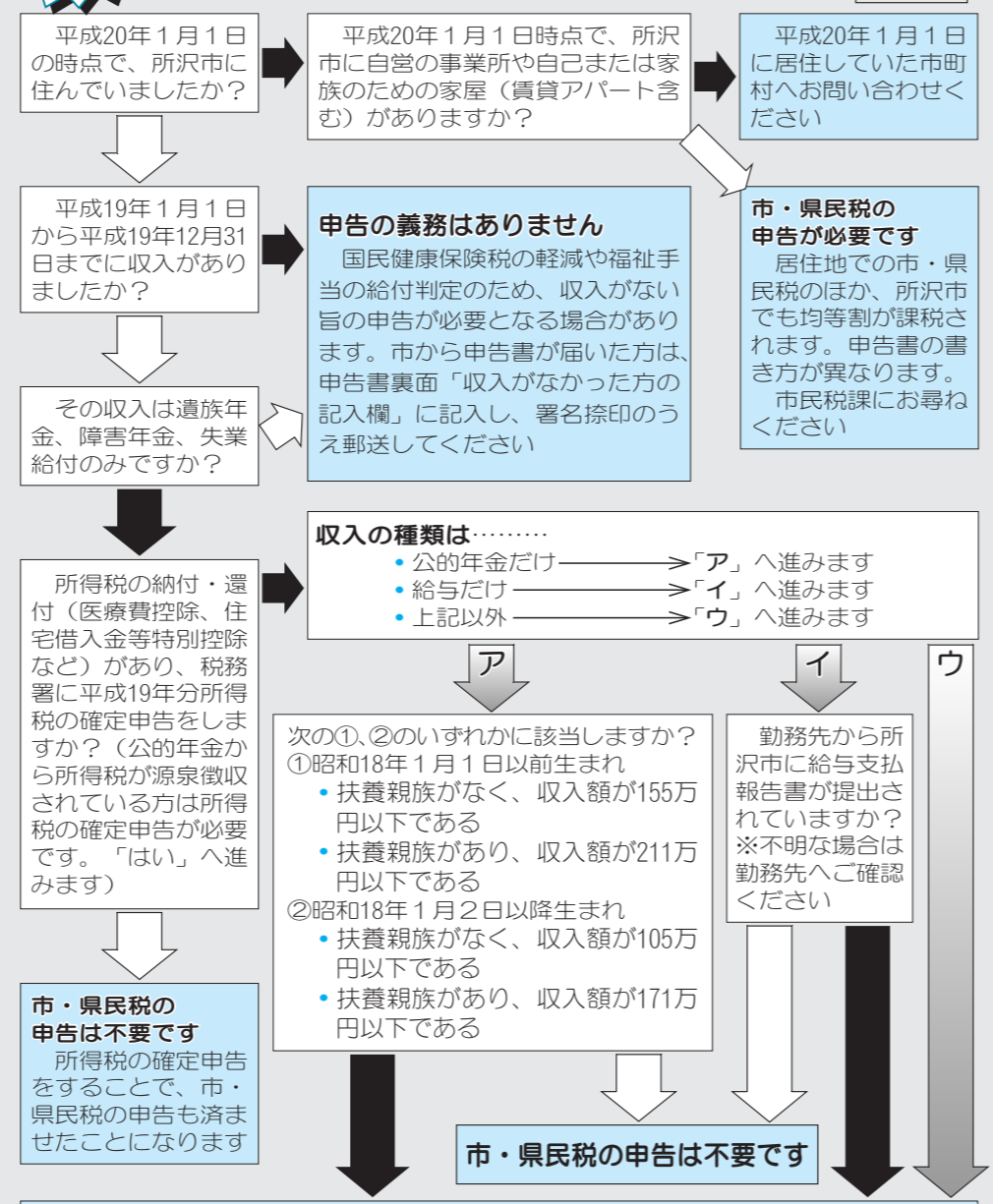
市・県民税の申告

●市・県民税の申告は、前年度に同申告書を出した方へ2月1日ごろ郵送します。

市・県民税の申告

●市・県民税の申告は、前年度に同申告書を出した方へ2月1日ごろ郵送します。

市・県民税の申告が必要な方チェック表



市・県民税の申告が必要方

●市・県民税の申告は、前年度に同申告書を出した方へ2月1日ごろ郵送します。

市・県民税の申告

●市・県民税の申告は、前年度に同申告書を出した方へ2月1日ごろ郵送します。

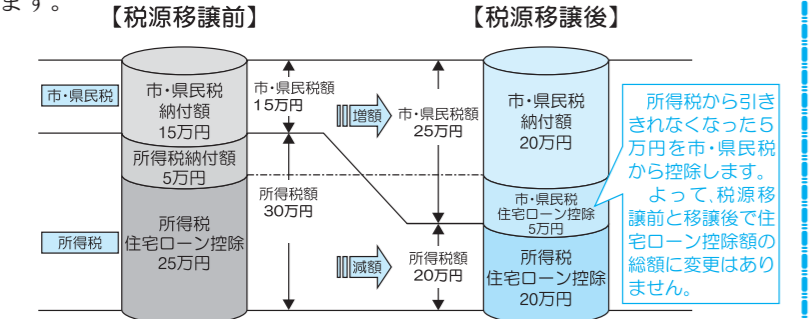
市・県民税の申告

●市・県民税の申告は、前年度に同申告書を出した方へ2月1日ごろ郵送します。

申告が必要です！

所得税から住宅ローン控除額を引ききれない方

広報ところざわ1月号で平成20年度からの市・県民税の主な変更点を掲載しましたが、今回は住宅ローン控除について説明します。税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。所得税額から控除額を引き切れなかった方は、翌年度の市・県民税から控除できます。



●上記の市・県民税額および所得税額は、住宅ローン控除前の税額を表示しています。

提出場所

●確定申告書を提出される方…確定申告書と同時に申告書(申告書は、税務署に備え付け)を税務署に提出

市・県民税の申告

●市・県民税の申告は、前年度に同申告書を出した方へ2月1日ごろ郵送します。

市・県民税の申告

●市・県民税の申告は、前年度に同申告書を出した方へ2月1日ごろ郵送します。

医療費控除対象表

施設	対象サービス	対象金額
福祉系	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1 割自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額の合計の2分の1
	地域密着型介護老人福祉施設	◎特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
	介護老人保健施設	1 割自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額
	介護療養型医療施設	◎特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
福祉系	訪問介護(生活援助を除く)	1 割自己負担額
	訪問入浴介護	◎居宅サービス計画(ケアプラン)に位置づけられ、医療系介護サービスと一緒に利用していることが前提です。
	通所介護	◎保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分は、控除の対象になりません。
	短期入所生活介護	
	認知症対応型通所介護	
住宅	夜間対応型訪問介護	
	小規模多機能型居宅介護	
	訪問看護	1 割自己負担額と食費、滞在にかかる自己負担額
医療系	訪問リハビリテーション	◎特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
	居宅療養管理指導	◎保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分も、控除の対象になります。
	通所リハビリテーション	
おむつ代	短期入所療養介護	
	おむつ代の医療費控除を受けるには、1年目は医師による「おむつ使用証明書」の添付が必要になります。2年目以降は、要介護認定者で当該年に作成された主治医意見書の内容からおむつ使用の必要性が認められれば、市が発行する確認書(発行までに1週間程度かかります)の添付で医療費控除を受けることができます。	

介護保険にかかわる税申告時の所得控除のお知らせ

●市・県民税の申告は、前年度に同申告書を出した方へ2月1日ごろ郵送します。